



岡本特許 ニュース

岡本特許事務所
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

http:// www.
okamoto-pat.jp/

2017 AUGUST / 196号

★ 意匠の創作容易性<平成 28 年（行ケ）第 10108 号> ★

ニュースというほど新しいものではありませんが、意匠の創作性（意匠法 3 条 2 項）に関して、仕事の関連で調査していたところ、参考になりそうな判例がありましたのでご紹介しようと思います。それは平成 28 年（行ケ）第 10108 号です。

1. 事件の概要

出願人（プロクター・アンド・ギャンブル社）は表の左側のような「包装用容器」について意匠出願したところ、表の右側のような 3 件（正確には 6 件）の引用意匠に基づいて当業者が容易に創作することができたものであるとして拒絶されました。その拒絶は不服審判でも維持され、知財高裁でも取り消されることはありませんでした。

2. 原告の主張

当業者はただ闇雲に各公知意匠のパーツパーツを組み合わせて新たな意匠を作るのではなく、一定のデザインコンセプトの基に創作活動を行っている。本願意匠は、全体として見たときに、多層的でありながらも落ち着いていて、均整のとれたスタイルを備えた安定感のある現代的なタワー状構造物のような美感を生じるものとなっており、各引用意匠のいずれを参酌しても本願意匠のデザインコンセプトや美感を看取することはできない。

3. 被告（特許庁）の主張

法 3 条 2 項は、先行する意匠（物品の形態）を直接的に対比することに止まらず、その先行する意匠を構成する各部位の形態を構成要素として抽出したり、また、物品を離れた形態そのものをモチーフとして判断のための材料としても使用し、当業者が行う創作という観点から、出願された意匠が、それら先行する形態に基づいて容易に創作することができないものであるかどうか、つまり、保護に値する価値ある意匠であるか否かを判断するものである。したがって、創作容易性の判断において基礎となる判断資料は、当該出願意匠と直接的な対比のみを行うためのものばかりではなく、当該出願意匠の着想の新しさや構成の斬新さの有無を問うための判断資料としても提示されているものである。

4. 裁判所の判断

本願意匠に係る物品は「包装用容器」であり、より具体的には洗剤等を入れて使用する包装用容器であるところ、この種の物品の分野において、その容器に入れる洗剤等の使用の目的や用途、使用方法、包装用容器そのものの使用状態等様々な事情を考慮して、当該容器の形態を創作することは当然行われていることであると推察される。その際、必要に応じて容器本体部やキャップ部、注出口部等につき公知の形態を組み合わせ、また、他の公知の形態に置き換え、あるいは、こうして組合せ、置換等をした結果に、通常思い付く程度の調整を加える等の変更が当業者にとってありふれた手法であることも、明らかといってよい。

